

国自安第35号
令和5年6月14日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る貨物自動車運送
事業輸送安全規則の取扱いについて

貨物自動車運送事業における運行管理については、貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）のうち、業務に従事しようとする運転者に対して行う点呼（以下「業務前点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）（以下「検討会」という。）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した業務前点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

貨物自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機器を活用した業務前点呼については、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第七条第一項及び第二十条第一項第八号の規定に適合するものとする。

事 務 連 絡
令和5年6月14日

(公社) 全日本トラック協会
常務理事 山崎 寛 殿

国土交通省自動車局
安全政策課 安全監理室長
貨物課 トラック事業適正化対策室長

実証実験における自動点呼に係る巡回指導の対応について

運行管理の高度化に向けた自動点呼に係る実証実験については、「実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る貨物自動車運送事業輸送安全規則の取扱いについて」（令和5年6月14日付 国自安第35号）に基づく取扱いとするところですが、実証実験を実施している各事業者の営業所は別添のとおりとなりますので、地方実施機関に対する周知及び適切な巡回指導の実施について、ご協力方お願いいたします。

業務前自動点呼に係る実証実験の実施営業所

事業者名	営業所名	住所	実施期間
① 東亜物流株式会社	本社	東京都江戸川区一之江 1-9-13	令和5年7月 1日から1か 月間程度
② 青葉運輸株式会社	大田営業所	東京都大田区東海 3-2-11	
③ 協同運輸株式会社	入谷センタ ー	東京都足立区入谷 3-11-7	
④ 東海西部運輸株式会社	本社	愛知県一宮市北小渕字中田 21-3	
⑤ 株式会社大広	本社	愛知県名古屋市西区新木町 97-5	
⑥ 山陽自動車運送株式会社	大阪支店	大阪府東大阪市西鴻池町 3-1-22	
⑦ 株式会社オーティロージ サービス	大東営業所	大阪府大東市新田北町 4-50	
⑧ 日本通運株式会社	仙台ロジス ティクス事 業所	仙台市若林区卸町東 2-9-10	
	岐阜物流事 業所	岐阜県岐阜市柳津町上佐波西 1 丁 目 8 1 番地	
	梅田オペレ ーション課	大阪市北区中津 5-7-4	
	福岡移転・ 引越事業所	福岡市博多区大井 1 丁目 1 番地 4	
⑨ アキタ株式会社	京都営業所	京都府八幡市岩田六ノ坪 57 番 2	令和5年6月 14日から同 年7月31日 まで
	加西営業所	兵庫県加西市殿原町字五反田 441-1	

国自安第35号の2
令和5年6月14日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局 安全政策課長
(公印省略)

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る貨物自動車運送
事業輸送安全規則の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、
自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知されるとと
もに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いします。